

# 総合補償保険制度のご案内

突然、事業用工事を請け負うことになってしまった… 保険は大丈夫かしら？

## 「家庭用+事業用プラン」がお勧めです!!

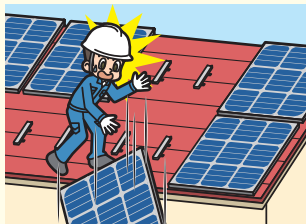
「家庭用プラン」は、一般家庭のみの補償となりますが、  
「家庭用+事業用プラン」は、一般家庭・事業用すべての業務の補償が可能です。

昨年、多くの組合員さまにご加入いただいた  
**免責金額 1万円タイプ**がおすすめです。

このような事故が補償対象となります



事務所に業務用エアコンを納品したところ、設置の仕方が悪く漏水してしまった。



事業用太陽光パネルを工場に設置中、パネルを屋根から落下させ下にあったフェンスに被害。



業務用冷蔵庫を店舗に配達中ぶつけてしまい破損。(II型の対象となります)

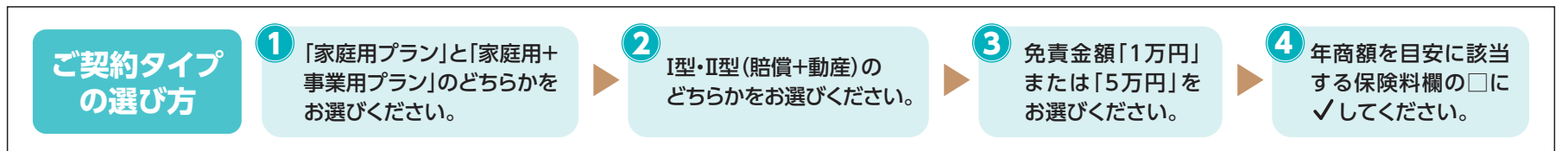
### ◆補償の内容 (家庭用プラン・家庭用+事業用プラン 共通)

### さらに「II型」がお勧めです!!

I 型			II 型 <span style="color: red;">おすすめ</span>	
<b>施設・設備等の管理の補償</b> <small>(施設所有(管理)者賠償責任保険)</small> 看板の設置の仕方が悪く落下し隣の家に止めてあった車に当たり破損した。	<b>業務遂行の補償</b> <small>(請負業者賠償責任保険)</small> 洗浄便座を取り付け中、接続パイプを漏水、階下が水浸しになった。	<b>生産物の補償</b> <small>(生産物賠償責任保険)</small> 洗濯機の修理を請け負ったところ、後日、漏水が発覚、階下の床・壁に被害。	<b>各種費用の補償</b> 争訟費用 損害防止費用 緊急措置費用 等	<b>II型に追加</b> <b>配達中・取り付け中の販売製品の破損・盗難事故</b> <small>(動産総合保険)</small> ●販売したエアコンの設置作業中、エアコンを落として破損した。 ●販売したテレビをお客さま宅へ配達中、盗難にあった。
店内の製品が崩れて、お客さまにケガをさせた。	アンテナやクーラー等を取付中(修理中)、誤って工具を落とすため、近くにいたお客さまにケガをさせた。	風呂釜を交換したが、その作業に誤りがあり、工事完了後にその家屋が火事で焼けた。		<b>修理品・修理預かり品の破損・盗難による賠償事故</b> <small>(受託者賠償責任保険)</small> ●お客さま宅から店舗を持ち帰って冷蔵庫を修理中、誤って冷蔵庫を倒し破損した。 ●修理のため預かっていたビデオカメラを盗まれた。

### ◆支払限度額・免責金額

法律上の損害賠償責任 (製品自体の損害を除く) <b>(I型・II型)</b>	支払限度額(1事故・保険期間中)		1事故免責金額	製品自体の損害(II型) ・家庭用プラン ・家庭用+事業用プラン	保険金額	1事故免責金額
	家庭用プラン	対人・対物共通 <b>8,000万円</b>			1万円 または 5万円	仕入れ価格 (500万円上限)
家庭用+事業用プラン	対人・対物共通 <b>1億円</b>			※修理品・修理預かり品の1事故支払限度額(ご契約金額)は、受託物の時価(同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額をいいます)が基準となります。		



全国電機商業組合連合会 御中

## 総合補償保険制度保険申込書

[各組合員が所属する電機(器)商業組合の窓口までご提出ください]

重要事項のご説明について確認し、申込内容の意向に沿ったものであることを確認するとともに個人情報の取扱いに同意のうえ、加入を申し込みます。

**4** 該当する保険料欄の□に✓してください。★年商額の報告は不要になりました!

保険期間(ご契約期間) 2022年10月1日 午後4時から4か月間

ご契約タイプ	免責金額	※年商額				
		2,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	2億円以下	2億円超の場合( )億円以下
家庭用プラン	I型	1万円	<input type="checkbox"/> 6,170円	<input type="checkbox"/> 7,160円	<input type="checkbox"/> 8,170円	<input type="checkbox"/> ( )円
		5万円	<input type="checkbox"/> 2,830円	<input type="checkbox"/> 3,840円	<input type="checkbox"/> 4,840円	<input type="checkbox"/> ( )円
	II型(賠償+動産)	1万円	<input type="checkbox"/> 11,980円	<input type="checkbox"/> 12,970円	<input type="checkbox"/> 13,970円	<input type="checkbox"/> ( )円
		5万円	<input type="checkbox"/> 6,970円	<input type="checkbox"/> 7,980円	<input type="checkbox"/> 8,970円	<input type="checkbox"/> ( )円
家庭用+事業用プラン	I型	1万円	<input type="checkbox"/> 9,990円	<input type="checkbox"/> 12,000円	<input type="checkbox"/> 14,660円	<input type="checkbox"/> ( )円
		5万円	<input type="checkbox"/> 6,660円	<input type="checkbox"/> 8,670円	<input type="checkbox"/> 11,330円	<input type="checkbox"/> ( )円
	II型(賠償+動産)	1万円	<input type="checkbox"/> 17,960円	<input type="checkbox"/> 20,300円	<input type="checkbox"/> 21,980円	<input type="checkbox"/> ( )円
		5万円	<input type="checkbox"/> 12,970円	<input type="checkbox"/> 15,310円	<input type="checkbox"/> 16,960円	<input type="checkbox"/> ( )円

申込日	年 月 日
事務所所在地	フリガナ 〒
TEL番号	
代表者氏名	フリガナ
事業所名	フリガナ

<保険申込書のご記入にあたっては必ず上記の制度のご案内および裏面の<保険申込書ご記入上の注意>をお読みください>  
※本制度と同一の事故を補償する他の保険契約等がある場合には、裏面に他の保険契約等についてご記入ください。

## ◆プラン別お支払例

	保険金お支払事例	家庭用プラン		家庭用+事業用プラン	
		I型	II型	I型	II型
施設・設備等の管理補償	●店舗内に陳列していた商品が崩れ、お客さまにケガをさせてしまった。	○	○	○	○
	●店舗の看板の設置の仕方が悪く落下、下に止めてあった車に当たり車を破損させてしまった。				
	●お客さま宅に自転車で集金に行く途中、誤ってこどもとぶつかりケガをさせてしまった。 (注)日常生活での自転車による賠償事故は対象外。				
業務遂行の補償	●家庭用エアコンを取付け中、誤って落としてしまい床を破損した。	○	○	○	○
	●業務用太陽光パネルを工場に設置中、パネルを屋根から落下、下にあったフェンスを破損した。	×	×	○	○
	●事務所に業務用エアコンを設置したところ、設置の仕方が悪く階下に漏水させてしまった。	×	×	○	○
引渡し後の補償	●洗面台の設置工事を行ったが、排水管の接続の仕方が悪く3年後に漏水が発覚、建物の一部を破損した。	○	○	○	○
	●家庭用お風呂設置に伴う電気工事をしたが、その作業に誤りがあり、工事完了後に火災が発生し家屋を焼失した。	○	○	○	○
	●事務所に業務用エアコンを設置したが、後日漏水が発覚、階下の床・壁を破損した。	×	×	○	○
	●工場に事業用太陽光パネルを設置したところ設置の仕方が悪く、後日火災が発生、建物を焼失した。	×	×	○	○
配達中・取付中・修理預かり品の破損・盗難の補償	●販売した家庭用エアコンの設置作業中、エアコンを落として破損した。	×	○	×	○
	●販売したテレビをお客さま宅へ配達中、テレビが盗難にあった。	×	○	×	○
	●お客さまがネットで家庭用エアコンを購入、設置を依頼されたが、誤って床に落としエアコンを壊してしまった。	×	○	×	○
	●業務用冷蔵庫を店舗に納品する際、誤って落としてしまい、冷蔵庫を壊してしまった。	×	×	×	○
	●事業用太陽光パネルを工場に設置する際、誤ってパネルを落下、破損させてしまった。	×	×	×	○
商品自体の欠陥	●冷蔵庫を納品したが、冷蔵庫自体に欠陥があり、中の食品が腐った。	×	×	×	×

## ◆補償の範囲と内容

プラン	対象業務(業務遂行の補償)	対象製品(生産物の補償)	補償内容
家庭用プラン	一般家庭を対象としたすべての工事および保守・点検	被保険者が販売する一般家庭用電気製品(※1)	1.被害者(お客さま)に支払う法律上の損害賠償金(※2) (対物)物の修理費など (対人)治療費、慰謝料、休業損害費など 2.その他の費用 争訟費用、損害防止費用、権利保全行使費用、緊急措置費用、協力費用 3.製品自体の損害(II型のみ) 修理費用、全損・盗難の場合は仕入価格(修理品は時価額)
家庭用+事業用プラン	被保険者が行うすべての工事および保守・点検	被保険者が販売する電気製品(※1)	

(※1)被保険者が販売する(一般家庭用)電気製品に起因する賠償事故は、販売日、製品の設置、修理、点検日から10年以内のものに限ります。

(※2)損害賠償金は時価額でのお支払いとなります。再調達価格ではございませんのでご注意ください。※時価額は、損害が発生した地および時における保険の対象の価額で、同等の物を新たに購入するのに必要な金額から、「使用による消耗分」を差し引いて算出した額をいいます。

## ◆補償の対象とならない主な場合

賠償事故(賠償責任保険)	製品自体の損害(動産総合保険)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者(補償の対象となる方)の故意による損害</li> <li>●地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する賠償損害</li> <li>●自動車(原付を含む)の所有、使用または管理に起因する賠償損害</li> <li>●次の財物の損壊またはそれに伴う使用不能について負担する賠償責任 ・生産物 ・仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●製品の紛失・棚卸の際の数量不足、自然消耗</li> <li>●店舗内・倉庫内で発生した製品の損害</li> <li>●万引きによる製品の損害</li> <li>●製品設置後の製品自体の損害</li> <li>●電化製品以外の損害</li> </ul>

- 事故の内容により、次年度お引受け条件を変更したり、お引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。※※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、その契約を解約したとき等は、補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。
- 本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。  
【個人情報の取扱いについて】本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。詳細については、引受保険会社のホームページ(https://www.aioinissaydowa.co.jp/)をご覧ください。
- 万が一事故が起こった場合は、遅延なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

- この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に係る被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全額または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。
- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、個人等といえます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは、普通保険約款・特別約款・特約集をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。  
・施設所有(管理)者・生産物・請負業者・受託者賠償責任保険普通保険約款・特別約款・特約集、動産総合保険普通保険約款・個別特約・特約集および保険証券は、保険契約者「全国電機商業組合連合会」に交付されます。

### ◆申込締切日 2022年9月20日(火)

上記締切日以降のお申込みにつきましては、11月以降加入でのお申込みとなります。  
※詳細につきましては、ご加盟の商業組合または下記取扱代理店、引受保険会社にご連絡ください。

### ◆保険料払込方法 各都道府県の電機(電器)商業組合へお問合わせください。

### ◆保険期間

2022年10月1日午後4時 から  
2023年2月1日午後4時 までの4か月間

### 事故が起こったときの手続き

あいおいニッセイ同和損保  
あんしんサポートセンター

**0120-985-024(無料)**

【受付時間】24時間365日

IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。  
※おかけ間違いにご注意ください。

[引受保険会社]

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部営業課

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19  
TEL 03-6734-9608 FAX 03-6734-9609

[取扱代理店]

全国電機商業組合連合会

〒113-0034 東京都文京区湯島3-6-1 全国家電館2階  
TEL 03-3831-7837 FAX 03-3835-3313 (2021年12月承認) B21-103211

キリトリ線

## <保険申込書ご記入上のご注意>

- 該当する年商額の保険料欄の□に✓してください。年商額は、最近会計年度の年商額を基本に下記方法により算出します。(法人単位)  
[家庭用プラン]:年商額は全体の年商額から一般家庭用業務以外を対象とした年商額を差し引いた額とします。  
[家庭用+事業用プラン]:全体年商額
- 型別、タイプ別の適用保険約款は下記の通りです。  
I型:施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、請負業者賠償責任保険  
II型:施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、受託者賠償責任保険、動産総合保険
- 事故が発生した場合には、年商額を確認させていただき、実際の年商額と加入申込票に記載された年商額との間に乖離がある場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合がございますのでご注意ください。
- 本制度と同一の事故を補償する他の保険契約等がある場合には、下記に他の保険契約等についてご記入ください。

※他の保険契約等	会社名:	保険種類:
	支払限度額・保険金額:	満期日:

この契約は保険料確定方式の契約です。ご加入時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の年商額(保険料算出の基礎数値)を基に算出した保険料を払い込みいただきます。

- (注)ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。
- 保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
  - 保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
  - 保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。
  - 保険期間中の保険料算出の基礎数値がご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合(注)には、この特約はセットできません。
- (注)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかなる場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間(ご契約期間)とするご契約にはこの特約をセットできません。
- ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算を行わず普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。
  - 新規事業者等で、ご契約時に最近の会計年度等(1年間)の算出基礎が把握できない場合には、暫定方式でのお引き受けとし、確定精算が必要となります。

※印の項目については、ご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。故意や重大な過失により、申告されなかった場合や、申告された事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。